

第5章 土壤汚染

土壤汚染とは、土壤中に重金属、有機溶剤、農薬等の物質が、人の健康へ影響を及ぼす程度に含まれている状態をいいます。土壤が有害物質により汚染されると、その汚染された土壤を直接摂取したり、汚染された土壤から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

近年、工場跡地等の再開発・売却等の増加に伴い、土壤汚染が判明する事例が増えてきています。こうした背景を踏まえ、「土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること」を目的に、「土壤汚染対策法（以下「土対法」という。）」が制定されました（平成15年2月15日施行、平成22年4月1日、平成30年4月1日及び平成31年4月1日改正法施行）。また、この法制度を補完するため、大阪府では、府の地域状況に応じた土壤汚染対策を進めるため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」という。）」を改正し、土壤汚染に関する規定を追加しました（平成16年1月1日施行、平成22年4月1日、平成22年11月30日、平成23年11月7日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和元年7月1日及び令和元年10月1日、令和2年4月1日改正府条例施行）。

また、土壤の汚染に係る環境基準は、平成3年8月に告示されています。（※：資料-11参照）

土対法は、土壤汚染の可能性の高い土地について、一定の機会をとらえ土地所有者等に土壤汚染状況調査を義務付けています。その結果、土壤汚染が判明した場合は区域指定し、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じることなどを定めています。

府条例では、土対法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壤汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加しています。また、土地の所有者等の責務について規定しています。

令和元年度は、土対法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はなく、指定の解除もありません。

令和元年度末現在、豊中市内の要措置区域の指定件数は1件、形質変更時要届出区域の指定件数は26件、同一敷地内における形質変更時要届出区域の指定の一部追加件数は4件です。

また、令和元年度の土対法に基づく形質変更時要届出区域内における形質変更の届出等（土対法第12条関係）を受理した件数は4件で、汚染土壤の搬出時の届出等（土対法第16条関係）を受理した件数は3件です。

土対法・府条例に基づく届出等の手続関係について事前に相談に来られた件数は、令和元年度は58件、その他土地売買に関する情報関係の相談は445件です。

表5-1 要措置区域等の件数

	指 定 件 数		解 除 件 数		年度末時点の指定件数	
	要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域
平成22年度	0	2	0	1	0	1
平成23年度	0	0	0	0(1)	0	1
平成24年度	0	5	0	0	0	6
平成25年度	0	9	0	2	0	13
平成26年度	1	10	0	1(6)	1	22
平成27年度	0	1	0	3	1	20
平成28年度	0	2	0	1	1	21
平成29年度	0	4〔2〕	0	0(1)	1	25
平成30年度	0	1〔2〕	0	0	1	26
令和元 年度	0	0	0	0	1	26
合 計	1	34〔4〕	0	8(8)	-	-

※〔 〕内は、指定の一部追加件数。()内は、一部解除件数。数値は令和2年3月31日現在。

表5-2 令和元年度の要措置区域等の指定一覧

整理番号	指 定 年 月 日	指 定 番 号	形質変更時要届出区域 の所在地（地番表示）	面 積 (m ²)	指定に係る特定 有害物質の種類
令和元年度は要措置区域等の指定はありません。					

※最新の状況は、市ホームページ等でご確認ください。

※土対法施行の基本的な考え方は、以下の通知やガイドラインに基づきます。

- ・平成31年3月1日付環水大土発第1903015号「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- ・土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版（平成31年3月環境省）
- ・汚染土壤の運搬に関するガイドライン改訂第4版（平成31年3月環境省）
- ・汚染土壤の処理業に関するガイドライン改訂第4版（平成31年3月環境省）

※府条例については、以下の手引きとパンフレットをご確認ください。

- ・土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染に係る調査・対策の手引き（令和2年4月）
- ・大阪府の土壤汚染対策制度～土壤汚染対策法と大阪府生活環境の保全等に関する条例～（平成31年4月）

管理有害物質及び基準値

(平成31年4月1日改正)

分類		項目	含有量基準(指定基準) (mg/kg)	溶出量基準(指定基準) (mg/l)	第二溶出量基準 (mg/l)
管理有害物質(府条例)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	—	0.002以下	0.02以下
		四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1以下	1以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
		1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002以下	0.02以下
		ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02以下	0.2以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01以下	0.1以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
		トリクロロエチレン	—	0.03以下	0.3以下
		ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下
管理有害物質(土壌汚染対策法)	(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150以下	カドミウム 0.01以下	カドミウム 0.3以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
		シアノ化合物	遊離シアノ 50以下	シアノが検出されないこと	シアノ 1以下
		水銀及びその化合物	水銀 15以下	水銀 0.0005以下	水銀 0.005以下
		うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150以下	セレン 0.01以下	セレン 0.3以下
		鉛及びその化合物	鉛 150以下	鉛 0.01以下	鉛 0.3以下
		砒素及びその化合物	砒素 150以下	砒素 0.01以下	砒素 0.3以下
		ふつ素及びその化合物	ふつ素 4000以下	ふつ素 0.8以下	ふつ素 24以下
		ほう素及びその化合物	ほう素 4000以下	ほう素 1以下	ほう素 30以下
		シマジン(CAT)	—	0.003以下	0.03以下
		チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02以下	0.2以下
(注) mg/kg (土壌 1キログラムにつきミリグラム)	(第3種特定有害物質) 農薬等	チウラム	—	0.006以下	0.06以下
		PCB (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと	0.003以下
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	—	検出されないこと	1以下
		ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	—	—
		mg/l (検液 1リットルにつきミリグラム)			
pg-TEQ/g (土壌 1gにつきピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])					